

特定旅客自動車運送事業の許可について

1. 特定旅客自動車運送事業の許可要件の明確化についての要旨

(平成16年3月16日付け国自旅第230号 自動車交通局旅客課長通達)

【1-(1)運送需要者に定める「実質的に単数と認められる場合」とは、個々の事案について実態を十分勘案した上で判断されるべきであるが、例えば、以下のような事例は「実質的に単数と認められる場合」と解釈しても差し支えない。】

(1) 省略

(2) 介護報酬の支払い対象となることを前提として、医療施設等と自宅等との間で複数の要介護者の送迎輸送を介護サービス事業者が行う場合であって、以下の要件を満たすとき。

申請者たる介護サービス事業者と運送需要者たる複数の要介護者との間で介護サービスの利用に関する契約(運送契約であることが明示されていない場合を含む。)が締結されていること。

運送需要者たる複数の要介護者が同一の運送目的を有していること。

の契約の内容を証する書面が作成されていること。

運送需要者たる複数の要介護者は、要介護認定を受け、特定の市町村から介護報酬の支払いを受け得る資格を有すること。

会員制により運送需要者たる複数の要介護者が特定されている場合であって、申請者たる介護サービス事業者の作成する会員リスト等により、申請者が個々の運送需要者を明確に把握していると認められること。

2. 特定旅客自動車運送事業の許可に関する審査基準等の要点

(平成14年2月1日付け北海道運輸局公示第72号)

(1) 運送需要者

需要者が原則として単数の者に特定されていること。

ただし、実質的に単数と認められる場合はこの限りではない。

需要者が運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させない等自らの運送需要を満たすための契約であると認められること。

(2) 取扱客

一定の範囲に限定されていること。

需要者の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等需要者の

負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。

(3) 路線又は営業区域

一般乗用(患者等輸送限定)と原則同じ。

(4) 公衆の利便 (省略)

(5) 営業所

一般乗用(患者等輸送限定)と原則同じ。

(6) 事業用自動車

申請者が使用権源を有するものであること。

(7) 自動車車庫

一般乗用(患者等輸送限定)と原則同じ。

(8) 休憩仮眠施設

一般乗用(患者等輸送限定)と原則同じ。

(9) 管理運営体制

法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。

(法令試験に合格したものであること。の規定は無し。)

(10) 運転者

一般乗用(患者等輸送限定)と原則同じ。

(11) 法令遵守

(必要な法令の知識については、専従の役員等1名が管轄する北海道運輸局長が行う法令試験に合格することをもって、これを有するものとする。の規定は無し。)

(12) 損害賠償能力

一般乗用(患者等輸送限定)と原則同じ。

その他

標準処理期間について 3ヶ月

資金計画について 審査不要

運賃・料金について 届け出制(随時変更可能)